Japan Medical Dynamic Marketing INC.
最終更新日：2015年6月25日
株式会社日本エム・ディ・エム
代表取締役社長 大川 正男
問合せ先：03-3341-6705
証券コード：7600
http://www.jmdm.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営組織の活性化と迅速な意思決定を行うことにより、経営の効率性を高め、激変する経営環境に対応し、経営理念である「最先端の優
れた医療機器の開発と販売を通して、医療に貢献する」の実現性を追求しております。また、全てのステークホルダーから「価値ある企業」と認知されるためには、社会的責任を果たし経営の透明性の向上に努めることが重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実、内部統制の強化、コンプライアンスの充実を図っております。
スリムな経営体制を意識し、経営上の重要な意思決定を行うため原則月1回取締役会を開催しております。また、業務執行に関しては、代表取締役社長と担当役員及び関連部署長による経営会議等を定期的に開催することで、責任体制の明確化と業務の迅速化を図っております。
また、役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程の整備、内部通報制度による社内外の窓口に相談できる体制を構築し、企業倫理・法令遵守の充実を図り、独占禁止法、薬事法、業界の自主規制である医療機器業公正競争規約などの遵守徹底を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤忠商事株式会社	7,942,764	30.00
渡邉 崇史	1,444,800	5.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,072,700	4.05
渡辺　康夫	1,012,064	3.82
BNY SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	897,300	3.38
島崎　一宏	893,302	3.37
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	469,700	1.77
株式会社アイ・ティー・ティー	396,000	1.49
日下部　博	390,529	1.47
渡邉　藍子	309,644	1.16

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の30.01%を所有する当社の関係会社（その他の関係会社）であります。当社は、筆頭株主である伊藤忠商事株式会社の企業グループより自由な事業活動を阻害される要因はないと認識しており、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。
取締役の就任状況も独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されております。また、伊藤忠商事株式会社の各グループ企業との事業の棲み分けもなされており、取引に関する事項もございません。当社と伊藤忠商事株式会社は、中長期的な観点で両社の経営資源を有効活用することにより、より一層の事業の効率化を図り、医療事業分野における業績の拡大・安定化及び企業価値を高めていきます。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　浩司	弁護士											○
佐分　紀夫	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　浩司	○	大原法律事務所弁護士（現任） 大和ハウス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任） 当社と大和ハウス・レジデンシャル投資法人との間には特別の関係はありません。	弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言等をいただくことで、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督等に当該見識を役立ててもらうため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
佐分　紀夫	○	―――	公認会計士として培われた専門的な知識、さらに企業経営に携わった経験を有しており、当社の経営に対する助言等をいただくことで、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督等に当該見識を役立ててもらうため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と四半期に1回の頻度で会合を待ち、監査計画などについて協議しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大石　洋司	他の会社の出身者													
山田　美代子	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大石　洋司	○	―――	医療業界で培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
山田　美代子	○	山田公認会計士事務所代表（現任） 有限会社メリッサ代表取締役（現任） 当社と有限会社メリッサとの間には特別の関係はありません。	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため。また、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬について、業績等を勘案のうえ決定しております。
（参考）平成15年9月から平成20年8月までストックオプション制度を導入。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書並びに営業報告書（事業報告）に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役報酬総額の範囲内で取締役の職務と責任に応じた報酬額を代表取締役社長が決定しております。
また、報酬総額における賞与部分に関しては、業績に連動した金額とし、代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポート体制については、原則月１回開催される取締役会の説明資料の事前配布や主要な使用人からヒアリングを実施できる体制を確保しています。経営会議での審議報告された案件、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令違反等が、取締役会及び内部監査を担当する内部監査室から遅滞なく報告される体制を整備しています。監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

常勤役員により定期的に経営会議等を開催し、業務執行に係る議案、各部署から提出のあった稟議書の協議をしています。また、取締役会の決議及び協議が必要な事項については、毎月開催される取締役会に上程しています。
内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室（専従2名）において、関連各部署と連携しながら定期的な内部監査を実施しています。
会計監査業務を執行した公認会計士は、優成監査法人の小松亮一氏、中田啓氏であり、その補助者は公認会計士2名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、経営に対する意思決定のスピードアップと企業活動の透明性を高めるために現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の20日前発送を目標にしています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催を早期化し、集中日を回避することを目標にしています。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主に対して英文招集通知を作成しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	決定された重要事実並びに重要事実が発生した場合は、東京証券取引所の適時開示規則に従い、情報取扱責任者を中心に検討し、正確かつ公平な会社情報の適時開示に努めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向け説明会で使用したプレゼンテーション資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部がIR専任部署として対応しています。	
その他	アナリスト・機関投資家の取材には積極的に応じています。また、個人投資家からの問合せについても専任部署で対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

(1)当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループの役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い法令等違反行為を未然に防止する。
・業務執行に関し、必要に応じ弁護士その他専門家に違法性の確認をとることができる体制を整える。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書または電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
・当社の取締役及び監査役は、文書管理規程等に従いこれら文書を常時閲覧できるものとする。
・当社の文書管理規程等を変更する場合は、監査役会の承認を得るものとする。

(3)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社のリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、リスクに対し適切な予防と対策を行う。
・当社の重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限に止める体制を整える。

(4)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社の取締役会は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を定め、グループ会社全体として達成すべき目標を明確にする。
・当社の取締役会の下部組織として当社の経営会議等を積極的に活用し、取締役の職務の執行の効率性を確保する。
・当社の組織規程、業務分掌規程に従い、担当部門、職務権限等を明確にする。

(5)当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・役職員行動規範、コンプライアンス委員会規程に従い、及び内部監査を担当する当社の内部監査室により、法令等違反行為の未然防止を図る。
・当社の内部通報制度により、社内または社外の窓口に相談できる体制とする。

(6)子会社の取締役の職務の執行に係わる事項の当社への報告に対する体制
・当社及び子会社の取締役が出席する子会社役員会を月1回開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し適宜報告を義務付ける。

(7)子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い、個々のリスクについて管理責任者を決定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(8)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点目標を定める。

(9)子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、当社グループの取締役及び使用人に対し、年1回、法令順守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(10)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
・子会社との間で一定のルールを定め、子会社の重要事項の決定については親会社の承認を得るものとする。
・子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準で審査し、適正を確保する。

(11)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・取締役は、監査役がその職務を補助するための使用人を求めた場合は、これに応じ使用人を任命する。

(12)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・命令に従わなければならない。当該使用人の任命及び解職については監査役会の同意を必要とする。

(13)監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

(14)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
・内部通報制度を担当するコンプライアンス委員会は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(15)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ会社の取締役会及び使用人に周知徹底する。

(16)監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
・監査役がその職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から費用の前払い等の請求または償還等の請求があった場合には、当該請求が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会に対して、取締役及び使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとするとともに、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
・常勤監査役は、コンプライアンス委員会に委員として出席する。

（18）当社の財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性の確保のため、内部統制システムを構築しており、その仕組みが適正に機能していることを内部監査室が定期的に評価し社長に報告をする。また、内部監査室が、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう監査することで、内部統制が有効に機能する体制としている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
反社会的勢力排除に向けた体制
・反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした態度で対応することを「役職員行動規範」に定めている。また、反社会的勢力の対応統括部署を人事総務部と定めており、警察と連携し、反社会的勢力からの不当要求等を排除する体制としている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

